

愛知県中小企業特別高圧電力
価格高騰対策支援金
交付対象者について

【支援対象期間】
2024年8月～10月使用分
2025年1月～3月使用分

支援金交付対象者について

下記の内容を確認いただき、支援金の交付対象者であるか確認の上、申請を進めてください。

支援金の交付対象者

- ・ 県内で特別高圧電力を受電している中小企業者
(国及び自治体等の公的機関が所有する施設を受電をしている場合を除く)
- ・ 県内で特別高圧電力を受電している工業団地及び商業施設等※に入居している中小企業者
※ 工業団地、商業施設、オフィスビル、病院、大学等のあらゆる施設が対象となります。

★みなし大企業は除く。

★特別高圧電力に由来する電力を使用して、その電力料金を負担している者に限る。

本支援金における中小企業者は中小企業基本法上の中小企業者（資本金の額または出資の総額が次表に該当する会社または常時使用する従業員※の数が次表に該当する会社及び個人）とします。

※「常時使用する従業員」に関する説明は次ページ参照

＜中小企業者の定義＞

業種	中小企業者（いずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
①製造業、建設業、運送業 その他の業種（②～④は除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5000万円以下	100人以下
④小売業	5000万円以下	50人以下

交付対象事業者

中小企業者の定義（前ページ記載）における「常時使用する従業員」については以下のとおりです。

「常時使用する従業員」とは？

中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、**労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員**と解しています。（具体的には下記参考をご参照ください。）

よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。

また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。

<参考：労働基準法（昭和22年法律第49号）>

（解雇の予告）

第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。

第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

交付対象事業者

中小企業者であっても下記のみなし大企業に該当する場合は交付対象外となります。

みなし大企業

中小企業者であっても下記のみなし大企業に該当する場合は交付対象外となります。

次のアからオのいずれかに該当する中小企業者をいいます。

なお、国及び自治体等の公的機関は大企業とみなします。

また、海外企業についても前ページの中小企業者の条件に該当しない（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する資本金及び従業員数を超える）場合（P.5参照）は大企業とみなします。

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者
- オ アからウ当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※上記ア～オにいずれか一つでも当てはまる場合、交付対象外となります。

全てにあてはまらないことを確認してください。

交付対象事業者

中小企業者の対象となる「会社」の範囲は中小企業基本法で以下のとおり規定されています。

中小企業基本法に規定する「会社」の範囲

区分	対象
会社法上の会社等	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、 ※ 特例：有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）
士業法人	弁護士法に基づく弁護士法人 公認会計士法に基づく監査法人 税理士法に基づく税理士法人 行政書士法に基づく行政書士法人 司法書士法に基づく司法書士法人 弁理士法に基づく特許業務法人 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

<対象外となる法人>

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業者等協同組合法に基づく組合等）または有限責任事業組合（LLP）

業種について

下記の対応表からどの業種に該当するのかご確認ください。

業種の対応表

第14回改定（令和6年4月1日施行）	
中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
小売業	大分類F（電気・ガス・熱供給・水道業）のうち 細分類3313 電気小売業 細分類3413 ガス小売業 大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（繊維・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類H（運輸業、郵便業）のうち 細分類4892 レッカー・ロードサービス業 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）
製造業その他	上記以外の全て

各分類の詳細な内容については、以下のWEBサイトでご確認ください。

産業分類詳細（総務省）：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

お問合せ先

ご不明な点はコールセンターまでお電話ください。

愛知県中小企業者特別高圧電力価格高騰対策支援金コールセンター



050-3354-4925

受付時間 9:00～17:00（土日祝日を除く）